

2024年6月7日

受益者のみなさまへ

三菱UF Jアセットマネジメント株式会社

「三菱UF J グローバルバランス（積極型）／（安定型）〈愛称:未来地図〉」

の投資対象である「外国株式マザーファンド」の約款変更実施決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UF J グローバルバランス（積極型）／（安定型）〈愛称:未来地図〉」の投資対象である「外国株式マザーファンド」（以下、「本件ファンド」）の約款変更につきまして、2024年4月24日（水）に公告（電子公告）するとともに、同様の内容を同日付の書面にて受益者さまに対し通知し、2024年6月6日（木）までその異議申立を受け付けておりました。

本日、異議申立口数を集計いたしました結果、「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことについて異議を述べられた受益者さまの受益権の合計口数が、公告日（2024年4月24日（水））時点の「外国株式マザーファンド」の受益権総口数の2分の1以下*となりましたので、当初予定どおり約款変更を2024年8月26日（月）付で実施させていただきます。

※「外国株式マザーファンド」は、当ファンド以外の他の複数のファンド（ベビーファンド）の投資対象でもあるため、当ファンドを含めた各ファンドの異議申立がなされた口数をマザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に引き直したものを集計し、マザーファンドにおける異議申立がなされた口数を集計しました。

◆ **本約款変更の概要について**

ファンドの投資対象である「外国株式マザーファンド」は、運用パフォーマンスを改善するために運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことが受益者のみなさまにとって有利であると認められるため、2024年8月26日（月）付けで「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先を「ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド」から「JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」（※同社は運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネジメント・インク（所在地：米国）に更に委託することができます。）への変更を予定しています。詳しくは、別紙の「約款変更（新旧対照表）」をご確認ください。

◆ **異議申立をされた受益者さまの買取請求について**

異議申立をされた受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2の規定に基づいて、受託会社に対して買取を請求することができます。

なお、この約款変更に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

以上、今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UF Jアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-548066

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

約款変更（新旧対照表）

外国株式マザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 外国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 <u>超過収益の源泉を主として銘柄選択におき、独自の企業調査に基づくボトムアップの銘柄選択でアクティブ運用を行います。</u> <u>銘柄選択にあたっては、長期の企業収益予想に基づくバリュエーション（株価評価）モデルを用います。</u> 株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用指図に関する権限は、<u>J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド</u>に委託します。<u>また、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、J. P.モルガン・インベストメント・マネジメント・インクに更に委託することができます。</u> なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 外国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 <u>企業訪問を含めた独自の調査に基づくアクティブ運用を行います。</u> <u>超過収益の源泉は、地域配分・銘柄選択の双方におきます。</u> <u>地域配分は、マクロ経済、市場・業種・個別銘柄の動向等の調査・分析を総合的に勘案し決定します。</u> <u>銘柄選択の基準としては、経営資源の効率的活用の視点を重視します。</u> 株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用指図に関する権限は、<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド</u>に委託します。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第12条 委託者（第14条に規定する<u>運用権限委託先</u>および<u>運用権限再委託先</u>を含みます。以下、本条、第13条、第15条から第21条、第23条、第29条から第31条において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (以下、略)</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第12条 委託者（第14条に規定する<u>委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたもの</u>を含みます。以下、本条、第13条、第15条から第21条、第23条、第29条および第30条において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (以下、略)</p>
<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第14条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、<u>株式等の運用に関する権限</u>を次の者（<u>運用権限委託先</u>といいます。以下同じ。）に委託します。 <u>J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド</u> London, UK</p> <p>② <u>運用権限委託先</u>が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、<u>当該証券投資信託に係る信託報酬</u>のう</p>	<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第14条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 <u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド</u> London, UK</p> <p>② <u>前項の委託を受けた者</u>が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託（以下本項において、「<u>子投資信託</u>」）とい</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>ち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年1月22日および7月22日（<u>該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。</u>）ならびに信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、<u>信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内の率を乗じて得た金額</u>とします。</p> <p>③ <u>運用権限委託先は、委託を受けた運用の指図に関する権限のうち、投資判断等の運用の指図およびトレーディング関連業務等に関する権限を次の者（運用権限再委託先といいます。以下同じ。）に更に委託することができます。</u> <u>J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク</u> <u>New York, New York, USA</u></p> <p>④ <u>運用権限再委託先が受ける報酬は、第2項の規定に基づいて運用権限委託先が受ける報酬から、原則として、運用権限委託先と運用権限再委託先との間で別に定める取り決めに基づいて支弁されるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。</u></p> <p>⑤ <u>第1項および第3項の規定にかかわらず、第1項および第3項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>	<p>ます。）の委託者が、<u>子投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、<u>子投資信託に応じて、次に定める率を、この信託の信託財産の純資産総額にこの信託の受益権総口数に占める子投資信託に属するこの信託の受益権口数の割合を乗じて得た額に乘じて得た金額の合計</u>とします。</u></p> <p><u>子投資信託</u> <u>三菱UFJ グローバルバランス（積極型）</u> <u>三菱UFJ グローバルバランス（安定型）</u> <u>三菱UFJ グローバルバランスV A</u> <u>三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型</u> <u>三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型</u> <u>三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型</u> <u>三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド</u> <u>三菱UFJ/ブラックロック 海外株式オープン（FOFs用）（適格機関投資家限定）・・・年10,000分の45</u> <u>三菱UFJ <DC>海外株式オープン・・・年10,000分の50</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>
<p>（信託業務の委託等） 第24条（略） ②（略）</p>	<p>（信託業務の委託等） 第24条（略） ②（略）</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の保存に係る業務 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務 3. 委託者（<u>運用権限委託先および運用権限再委託先</u>を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 	<p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の保存に係る業務 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務 3. 委託者（<u>第14条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者</u>を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

以 上